

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

44375

枚方市長 殿



提出者

住 所 京都府宮津市字須津471-1

氏 名 金下建設株式会社

代表取締役社長 金下 昌司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0772-46-3151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	金下建設株式会社
事業場の所在地	京都府宮津市字須津471-1
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	令和2年度完成工事高：87億円
③従業員数	238人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1の通り

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート破片
	排出量	6 t	350 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物	
(今後実施する予定の取組)	排出量	2 t	t
	<ul style="list-style-type: none"> ・有価処理可能な品目の分別を行い、廃棄物を減量している。 ・資材のプレカット発注、梱包材の減量発注を行っている。 ・建設汚泥や廃路盤材の自ら利用を推進し、排出を抑制している。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	スクラップ金属、段ボール、廃石膏ボード、再生可能廃油、がれき類 木くず（伐採木については、枝葉、根株、幹）、紙くず、繊維くず 廃プラスチック、汚泥、石綿含有廃棄物、水銀使用製品廃棄物

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・排出場所近隣の処理施設や特定品目の買取施設を調査。 ・有価売却可能な品目があれば分別する種類に追加。
-----	---

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アスコン破片			
4454 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】		
産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート破片
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
アスファルト殻及びコンクリート殻を破碎処理し、路盤材料や 再生アスファルト 合材の骨材として再生利用している。		
【目標】		
産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物	
自ら再生利用を行いう 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)		
特に無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】		
産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート破片
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
特になし。		
【目標】		
産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t

(今後実施する予定の取組)

特になし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

アスコン破片			
	t	t	t

②計画

	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

アスコン破片			
0 t		t	t
0 t		t	t

②計画

t		t	t
t		t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート破片	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
特になし。				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物		
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特になし。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート破片	
	全処理委託量	6 t	350 t	
①現状	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	6 t	350 t	
①現状	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・契約する業者の許可品目、処理能力、優良認定等の事前調査。 ・毎月現場パトロールを実施し、委託契約書やマニフェストに不備がないか、保管基準の遵守が出来ているかなど監視・指導を行っている。 ・廃棄物処理法に関する社内教育、外部セミナーの受講、産業廃棄物適正処理管理士資格の取得推進。 				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

アスコン破片			
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

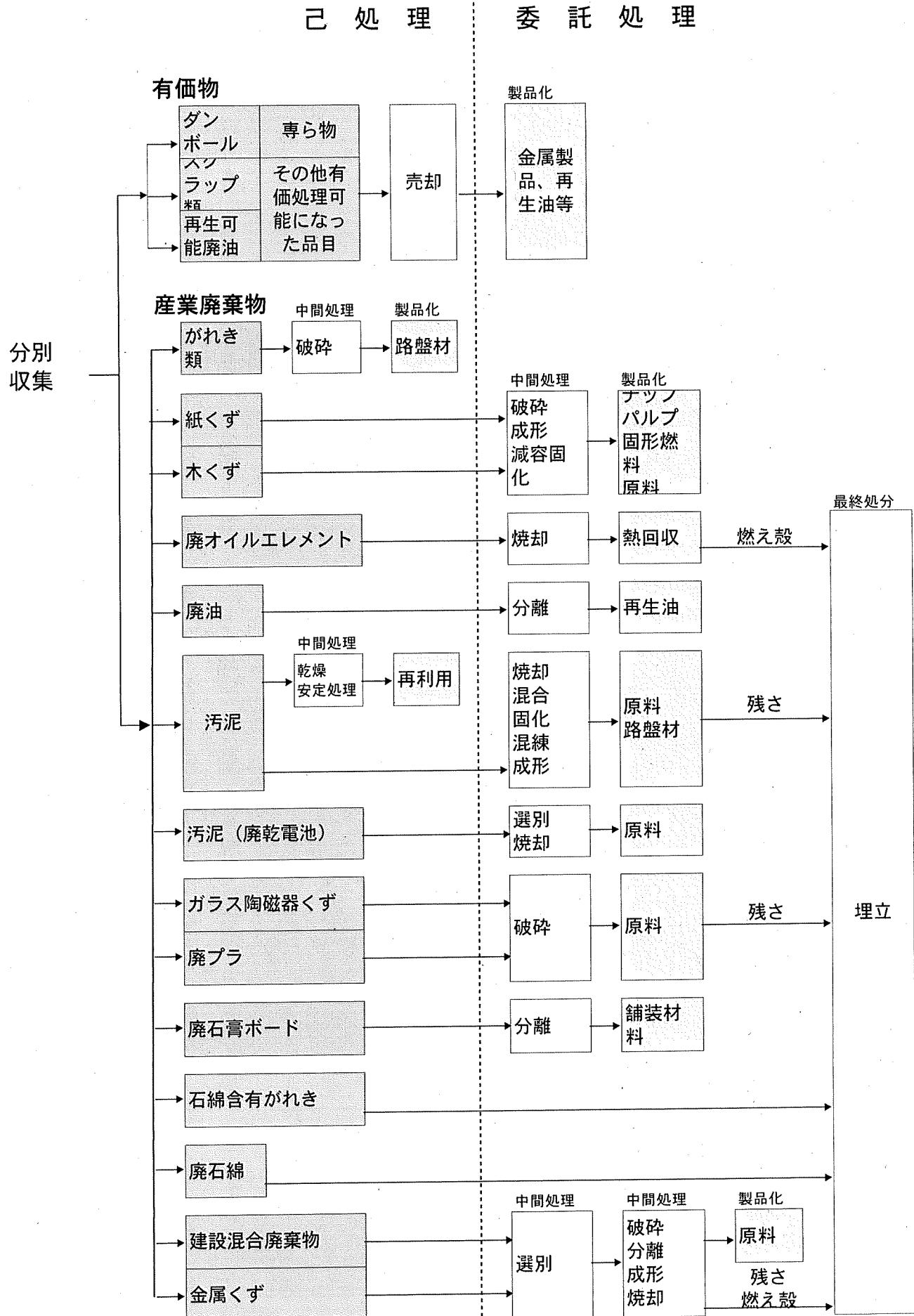
アスコン破片			
4454 t	t	t	t
0 t	t	t	t
4454 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	管理型建設系混合廃棄物
②計画	全処理委託量	2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・新規再生処理施設、専ら物処理施設の調査。 ・廃棄物に関する法改正、条例改正、社会情勢の変化、地域特性の把握。 ・複雑な委託契約や産業廃棄物の自ら利用を行う場合の安全環境部サポート。 ・廃棄物該当性や適正処理方法に関する行政相談。 			
※事務処理欄			

備考

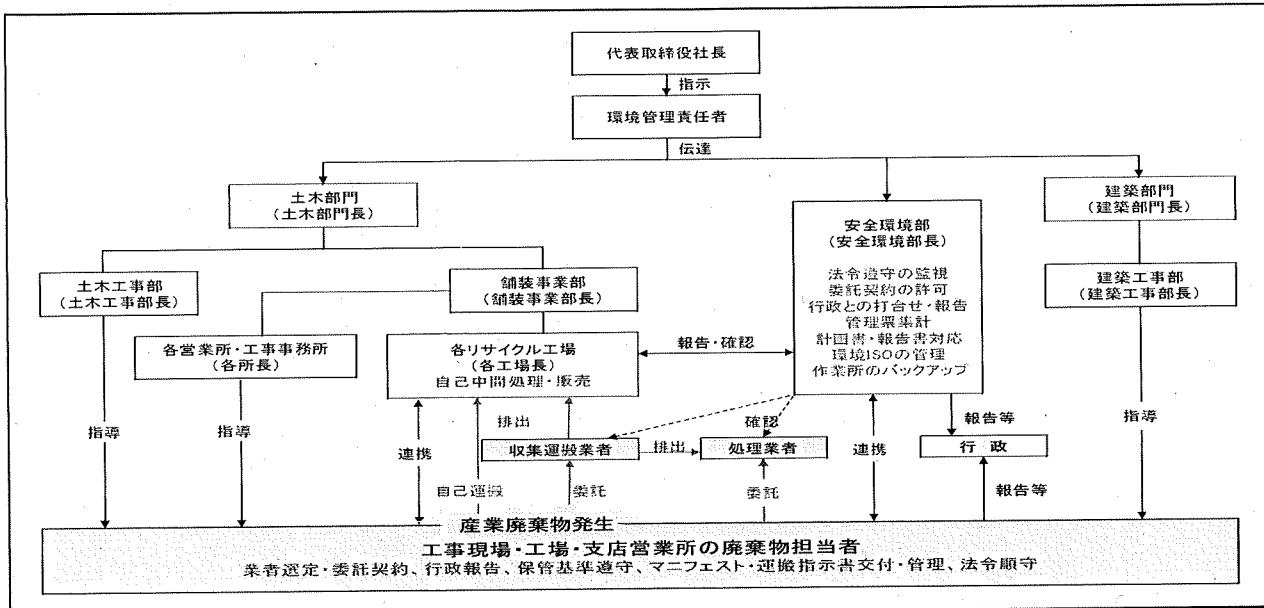
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



工事現場 (廃棄物担当者)

- ・廃棄物処理計画・再生資源利用促進計画等の作成→行政への報告
- ・再生資源利用促進実施書の作成→行政への報告
- ・委託業者の選定→(各部長、営業所長、安全環境部確認)
- ・有価物、廃棄物種類ごとの分別、抑制の実行
- ・管理票 (マニフェスト) の発行、廃棄物の監視 (保管基準、不純物、積載量等)
- ・排出量の把握・集計

各リサイクル工場 (中間処理工場)

- ・業許可の更新
- ・廃棄物の受入検査、計量
- ・中間処理 (破碎) の実行、設備の点検、製品の物理試験、販売
- ・工事現場 (廃棄物担当者) との連絡調整、搬入物の確認
- ・工場内発生廃棄物の分別・抑制

安全環境部

- ・法改正、条例改正のチェック、周知教育
- ・管轄地域行政への問い合わせ
- ・事前調査、廃棄物処理計画、再生資源利用促進計画等のチェックと改善指導
- ・新規委託先業者の実態調査及び委託の許可
- ・現場パトロール (法遵守の点検、指導、改善策の提案等)
- ・工事現場 (廃棄物担当者) のバックアップ及び指導
- ・産業廃棄物管理票交付状況等報告書のチェック、マニフェストの集計
- ・産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書の作成と提出
- ・環境マネジメントシステムの管理